

第 13 回守口市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成 27 年 12 月 25 日（金）午後 3 時 30 分から
開催場所	旧三洋電機守口第一ビル 2 階 中会議室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 守口市子ども・子育て支援事業計画 第 6 章 事業計画における 量の見込みと確保方策の見直しについて 特定教育・保育施設の利用定員について (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	委 員 15 人出席

(1) 開会

○ 出席人数

(会長) 本日の出席人数の報告を願う。

(事務局) 本日の出席人数は定数 17 名中 14 名。(その後、遅れて 1 名入室。)

(会長) 守口市子ども・子育て会議設置条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、定足数に達しているため会議は成立。

○ 配付資料確認

(省略)

(2) 議題

【守口市子ども・子育て支援事業計画 第 6 章 事業計画における量の見込みと確保方策の見直しについて】

(事務局) 「子ども・子育て支援事業計画」には、教育・保育提供区域を定めるとともに、その区域ごとの「教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」や、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定める必要があると子ども・子育て支援法にあることから、昨年度、守口市子ども・子育て会議で審議し、第 6 章で「量の見込みと確保方策および実施時期」を掲載している。しかし、昨年度の計画における確保方策は平成 27 年度から 31 年度まで、同じ数字が並んでいる。これは、昨年度計画を策定した際、今後の確保方策の動向、すなわち、公立・私立の保育所や幼稚園の認定こども園への移行と、移行後の利用定員の設定量が分からなかったため

である。これは、守口市の方針として、「市内の教育・保育施設の認定こども園への移行」を掲げているが、平成26年9月までに国から、認定こども園の詳細な運営基準や保育料についての情報が降りてこなかったこと等から、なかなか民間園の今後の認定こども園への移行動向が定まらなかったこと。また、大阪府でも、都道府県版の子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があり、これは各市町村の数値の積み上げによる計画策定であるため、府への回答期限がありその期限である平成26年9月末までに確保方策を決める必要があったためである。

さらに、平成27年度に本市で策定した「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画」には、現在16ある市立施設の集約化を図り、平成30年度に3園の市立認定こども園と、5園を民間移管することで私立認定こども園にするとあり、守口市の教育・保育内容が昨年度の状況と大きく変わる事となる。

また、今後、私立幼稚園や私立保育園による認定こども園への移行が予定されているが、原則として移行にかかる認可はこの計画上の確保方策の数字の範囲内で行われることとされている。各事業者の計画数等が直接出てくる資料ではないが、一定の積み上げによる積算も必要となってくる。そのような点を踏まえて、第6章に係る部分について、見直しを行いたい。

資料の見方について説明する。

1枚目は、3歳から5歳で保育の必要性のない幼稚園ニーズの強い子どもである1号認定子どもに係る「年度毎の量の見込みと確保方策」の資料である。また、本来、保育の必要性があるものの幼児教育の利用希望が強いと想定される子どもについて、量の見込み欄に2号と表記し、1号認定子どもと分けて表示している。一番左の表が昨年度策定した計画の数値、真ん中の表が今回見直しを行い補正する数値、一番右の表が真ん中と左の表の差を表している。左の表と真ん中の表の一番上にある施設の設置状況の欄について、左の表は平成26年度の施設の設置状況を記載しており幼稚園のみの記述となっている。対して、真ん中の表では、平成27年度の施設の設置状況に更新し、認定こども園を追加している。これは、新制度が始まり、市内施設のうち11施設が認定こども園へ移行したことに伴い、1号認定子ども、すなわち、幼稚園ニーズの強い子どもを幼稚園と認定こども園の両方で受入れることが可能となったことから、幼稚園と認定こども園の両方を記載している。

平成26年度には、市内に私立幼稚園9園、公立幼稚園5園の合計14の幼稚園があったが、平成27年度には、私立幼稚園で2園、私立保育園で9園が認定こども園となり、合計11園の認定こども園ができ、幼稚園としては、私立幼稚園が7園、公立幼稚園が5園の12園となっている。

次に、市全体、東部エリア、中部エリア、南部エリアの順に4段になっている表に、それぞれ、量の見込みと確保方策、その差し引きの欄がある。そ

の表中にある「量の見込み」について、左の表では、平成 26 年 1 月に実施したニーズ調査から得た結果と、将来の子どもの人口推計とを用いて、国や大阪府が示す手引きの方法に則って、平成 27 年度以降 31 年度までの 5 年間のニーズを算出した。それを必要に応じて守口市の実態を踏まえて修正しており、それが左側の表、すなわち、現在、計画に掲載している数値である。真ん中の表では、例えば一番上の市全体の表の「量の見込み」について、左側の表と数値が異なっているが、これは、平成 27 年度に実際に施設を利用している子どもの数を踏まえて、左の表の量の見込みを補正したためである。つまり、量の見込みとは、市内の子どもが市内の施設を利用したい数を表すものなので、平成 27 年度に市内施設を利用している子どもの数と年度末における待機児童数、これは実績値として平成 26 年度数値を使用しているが、その数を足した数から市内施設を利用しているもの他市在住の子どもの数を引いた数を算出し、それを平成 27 年度における量の見込みとした。その数値と左の表の「計画上の量の見込み」の平成 27 年度の数値を比べ、認定子ども毎に増減率を割り出し、平成 28 年度以降の量の見込みを補正している。

次に、確保方策は、表の上の量の見込みに対して、どれぐらいそのニーズを受け止めるかを表した数値で、基本的には計画期間中の各年度における施設の定員を踏まえて定めるものである。左の表について、平成 27 年度の特定教育・保育施設の 239 という数値は平成 26 年度の公立幼稚園の実員を基に算出した数値である。これは、公立幼稚園の場合、実員が定員を大きく下回っているため、実員をとったものである。同様に、その下の確認を受けない幼稚園の 1,492 という数値は平成 26 年度の私立幼稚園の実員を基に算出している。これを平成 28 年度以降 31 年度まで同じ数値を並べてある。

対して、補正後の数値は、特定教育・保育施設については、平成 27 年度以降、公立、認定こども園については利用定員ベースを基に算出。下の確認を受けない幼稚園については、利用定員という概念がないため、認可定員を基に算出。また、確保方策は、市内の子どものニーズを市内の施設でどれぐらい受け止めるかを表した数値であることから、他市在住で市内施設を利用している子どもの数を確保方策の数から引くのが理屈だが、その一方で、認定こども園の認可を受けるためには、他市の子どもが占める分もあらかじめ確保方策に加えておかなければ認可が出来なくなることから、確保方策はその数を含めた数としている。

予定年度ごとに数値が大きく変わるが、平成 27 年度から平成 31 年度まで市内の全ての施設に今後の利用定員の設定予定数を調査し、各年度で算出しているためと、私立幼稚園が今後認定こども園に移行する予定があるためである。私立幼稚園から認定こども園に移行すると、子ども・子育て支援法に基づく市の確認を受けない従来の私学助成制度による運営を継続する幼稚園から、子ども・子育て支援法に規定のある特定教育・保育施設に変わる。平

成 27 年度当初に 2 園の私立幼稚園が認定こども園に移行したが、直近の調査では、平成 30 年度までに全ての私立幼稚園が認定こども園へ移行予定と聞いているので、平成 30 年度以降、確認を受けない幼稚園欄は 0 となり、移行後の特定教育・保育施設に数値が移ってる。

各エリアでは量の見込みに対して、確保方策は十分にあると考えているが、他市在住の子どもが市内幼稚園に多く通う状況が生じれば、あるいは量の見込みが確保方策を上回るエリアが出てくる可能性がある。しかしながら、その場合でも、市全体として見れば十分な確保量が見込めるものと考えている。

次に 2 枚目は、3 歳から 5 歳で保育の必要性のある保育園ニーズの強い子どもである 2 号認定子どもに係る「年度毎の量の見込みと確保方策」の資料である。

表の一番上にある施設の設置状況について、左の表では平成 26 年度の施設の設置状況は、私立保育園が 11 園、公立保育所が 12 園で合計 23 の認可保育所があり、それに対して、真ん中の表は、平成 27 年度の施設の設置状況に更新しており、認定こども園を追加。私立保育園から 9 園、私立幼稚園から 2 園が認定こども園となり、合計で 11 園の認定こども園ができ、認可保育所としては、私立保育園が 2 園、公立保育所が 11 園の 13 園となっている。公立保育所については、平成 27 年 6 月から寺方保育所と南保育所を統合し、あおぞら保育所を開所したことに伴い、1 施設減少しており、施設数は平成 27 年 6 月 1 日現在の数としている。

次に、真ん中の表中にある「量の見込み」について、平成 27 年度の実際に施設を利用している子どもの数を踏まえて、左の表の量の見込みを補正。平成 27 年度に市内施設を利用している子どもの数と年度末における待機児童数、これは、実績値として平成 26 年度数値を使用しているがその数を足した数から市内施設を利用しているものの他市在住の子ども数を引いた数を算出し、それを平成 27 年度における量の見込みとし、その数値と左の表の「計画上の量の見込み」の平成 27 年度の数値を比べ増減率を割り出し、平成 28 年度以降の量の見込みを補正している。

次に、確保方策について、左の表は、私立保育園、公立保育所ともに平成 26 年度の認可定員を基に算出しており、平成 28 年度以降 31 年度まで同じ数値を並べていた。真ん中の表では、私立保育園、公立保育所、認定こども園は利用定員を基に算出しており、市内の全ての施設に今後の利用定員の設定予定数を調査し、各年度で定員の設定予定数を算出し、また、今後私立幼稚園から認定こども園に移行する予定があり、2 号認定子どもの定員枠を設定する予定があることから年度ごとに数字の増減がある。

市全体では量の見込みに対して、確保方策は十分にあると考えている。エリアごとに見ても各エリアでの不足は生じていない。平成 28 年度の中部エリアに少し確保量が余裕のないものの、平成 29 年度以降、私立幼稚園が認定こ

ども園に移行することで、その後は十分に確保される見込みである。

続いて、3枚目は、保育の必要性のある子どもである3号認定子どものうち0歳に係る「年度毎の量の見込みと確保方策」についての資料。

表の一番上にある施設の設置状況について、平成26年度の施設の設置状況では認可保育所と認可外保育施設が記載されており、認可外保育施設については、大阪府への届出があった施設数を記載。

対して、真ん中の表では、平成27年度の施設の設置状況に更新するため、認定こども園を追加、さらに、平成27年4月から市町村による認可を受けて、19人以下の少人数で0歳から2歳児までの子どもを保育することができる特定地域型保育事業というものができ、平成26年度に認可外保育施設であった8施設が平成27年度から特定地域型保育事業のうち、小規模保育事業所として認可されたため、名称を変更している。表中の「量の見込み」について、先ほどと同様、平成27年度の実際に施設を利用している子どもの数を踏まえて、左の表の量の見込みを補正している。平成27年度に市内施設を利用している子どもの数と年度末における待機児童数、これは、実績値として平成26年度数値を使用しているがその数を足した数から市内施設を利用しているものの他市在住の子どもの数を引いた数を算出し、それを平成27年度における量の見込みとし、その数値と左の表の「計画上の量の見込み」の平成27年度の数値を比べ増減率を割り出し、平成28年度以降の量の見込みを補正している。

次に、確保方策について、左の表では私立保育園、公立保育所ともに平成26年度の認可定員を基に算出し、認可外保育施設については、平成26年度に実際に入所している子どもの数を基に平成27年度の推計値を算出しており、これを平成28年度以降31年度まで同じ数値を並べていた。

真ん中の表でも、私立保育園、公立保育所、認定こども園ともに利用定員を基に算出。特定地域型保育事業についても、平成27年度以降、利用定員を基に算出。また、先ほどと同様、市内の全ての施設に今後の利用定員の設定予定数を調査し、各年度で定員の設定予定数を算出しているためと、今後認定こども園で3号定員枠を設定する予定があることから年度ごとに数字の増減が出ている。

また、市では、0歳児から2歳児までの子どもの保育ニーズが高いことから生じる待機児童問題の解消に向けて、また、事業者が従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育することができる事業所内保育事業や小規模保育事業所等といった特定地域型保育事業の設置の可能性を踏まえて、平成28年度から東部、中部、南部の各エリアで1施設ずつの定員を確保方策に上乘せしている。

市全体では量の見込みに対して、確保方策は十分にあると考えている。平成27、28年度については中部エリアで少し確保量に余裕がないものの、平成

28年度以降、特定地域型保育事業の確保や、平成29年度以降、私立幼稚園が認定こども園に移行することでその後は十分に確保される見込みである。

続いて、4枚目は保育の必要性のある子どもである3号認定子どものうち1・2歳に係る「年度毎の量の見込みと確保方策」についての資料。表の一番上にある施設の設置状況については、先ほどの3枚目の資料の説明と同様。

次に、表中にある「量の見込み」については、平成27年度の実際に施設を利用している子どもの数を踏まえて、左の表の量の見込みを補正している。平成27年度に市内施設を利用している子どもの数と年度末における待機児童数、これは、実績値として平成26年度数値を使用しているがその数を足した数から市内施設を利用しているもの他市在住の子どもの数を引いた数を算出し、それを平成27年度における量の見込みとし、その数値と左の表の「計画上の量の見込み」の平成27年度の数値を比べ増減率を割り出し、平成28年度以降の量の見込みを補正している。確保方策については3枚目の資料説明と同様、左の表は、私立保育園、公立保育所ともに平成26年度の認可定員を基に算出し、認可外保育施設については、実際に入所している子どもの数を基に平成27年度の推計値を算出し、これを平成28年度以降31年度まで同じ数値を並べていた。真ん中の表についても、私立保育園、公立保育所、認定こども園ともに利用定員を基に算出し、特定地域型保育事業についても、平成27年度以降、利用定員を基に算出している。市全体では量の見込みに対して、確保方策は十分にありと考へており、平成27年度については、確保量に若干の不足は出ているものの、平成28年度以降は十分に確保される見込み。

(会長) 確保量を計算するのに守口市に住んでいるが他市に行く場合、他市に住んでいるが守口市に来る場合を計算して確保方策を算出したということだが、エリアを3つに区切っている間での移動は加味しなくて良いのか。

(事務局) 実際、東部エリアの居住者が中部エリアを利用するなどしている。しかし、私立認定こども園のうち、特に幼稚園から認定こども園になる園については通園バスを走らせている。従って、その間の移動というのは数字としては凸凹が出てきても、均されると考へている。保育所については、通常は通園バスを運行していないが、中には通園バスを運行しているところもある。

(会長) 先ほどの説明から、一番厳しいのは中部エリアだという話があるが、これは実際厳しいかどうかはわからない。例えば、3号認定の中部エリアの平成28年度の量の見込みと確保方策の差が9で非常に厳しいところがあるが、実態としては分からないということ。

つまりエリアごと見るよりも市全体の分が重要視されると解釈してよ

ろしいか。

(事務局) エリアごとにみていくと、保育・教育の資源の偏在というものがあり、認定こども園に移行される園が年度的に地域的に偏っているという影響がある。そのため、数値としても一桁ではあるものの供給不足が生じている。しかし、中部エリア居住者でも南部エリアが比較的近いだとか、八雲北町周辺の居住者だと東部エリアが近いなどあり、そういった意味を考えると市全体としての見方が必要だと考えている。

(会長) 量の見込みは基本的に下がっていく。それに対して、確保方策は、平成 27 年、平成 28 年は下がり、平成 29 年に一気に上がる。平成 30 年は平成 28 年ほどは下がらないということだが、どうしてこんな形になるのか。典型的なのは 2 号認定の 3 歳から 5 歳。全体で見てもらうと、量の見込みは平成 27 年度は 1,267 人、平成 28 年度は 1,220 人、平成 29 年度は 1,216 人、平成 30 年度は 1,177 人。ところが、確保方策は、1,705 人、1,673 人、1,850 人、1,761 人となっている。

(事務局) 平成 28 年度、平成 29 年度は守口市にとって特殊な年である。私立幼稚園、私立保育所から認定こども園になる園が平成 28 年、特に平成 29 年に集中している。幼稚園から認定こども園になる場合、2 号・3 号を付け加えるので、結果として平成 29 年度は一時的に 2 号が増える。しかしながら、公立保育園の統廃合があり、平成 30 年度に公立施設は 3 園になるため、そこで確保方策の数字が急落する。

(委員) この表から見ると、なかなか厳しい。どうやって園児を集めるのか。

(委員) 国が国策として認定こども園を薦めたということだったが、幼稚園と保育園は年齢も教育の在り方も違うことから、同じ園庭でぶつかったりしたら特に小さい子どもは怪我をする可能性も考えると、やはり幼稚園は幼稚園、保育園は保育園がいいと考えていた。

守口の各施設の園長先生方でいろいろと話し合っているところ、守口の公立施設は古くなって耐震の問題もあるため減らすと聞いた。また、市長も、古くても幼稚園、保育所を閉園すればその地域の人が困るから、認定こども園を作りますと選挙で言っていた。そこで、私達もやりましようとなった。しかしながら、子どもたちは来るのか、子どもを産む若い夫婦が守口ににいるのだろうか、子どもが増えるのだろうかといった不安が今もある。

市が整備費用等の補助金等の助成があるので、それを活用して良い教育をしてほしいと言うことなので覚悟を決めた。平成 30 年になったら普通

の私立の幼稚園は駄目だと、今後の方向性を決めるべきとはっきり言われた。私立保育園ではほぼ全ての園が認定こども園となったが、私立幼稚園は各施設がバラバラの考えのままである。子どもの教育に今まで約40年間携わってきたが、今から新たにゼロから始める事に不安がある。

認定こども園の資料を読んで勉強しているものの、大事な命を預かって立派な人材教育や子どもの教育をできる施設にするには大変だと。定員を決めても、来てくれる人があるのかと思う。

子どもが来なくて、雇用している先生の居場所がなくなった時に、辞めてとは言えないし、非常に不安定な形で今新しい方向を向いている。

(会長) 全体的に言えば、量の見込みと確保方策の差が最終的には結構な数字になるがこれでよろしいか。

(事務局) 確保方策について、一枚目の1号ニーズの子どもは、基本的には幼稚園のニーズの子どもであり、今回、認定こども園ということで、家庭が共働きの2号認定子どもでも1号の教育を受けたいという人が毎年200人弱いるので、本来の1号認定子どもに加えて1号ニーズとして算出しているが、他にも他市在住で守口市内の幼稚園に通う子どもの数も入っている。

例えば定員300人の園があったとして、その内訳を1号・2号・3号に振り分けたいというような話があった場合、守口の子どもだけの分しか計画に載せていないと、大阪府に認可してもらうときに、計画では守口市在住の200人の子どもの分しか積んでおらず、守口市外居住者の100人分は計画外の部分なので認可できないとなってしまう。これは事業活動を阻害することになりかねないし、他市から来ている子どもについて否定的な取扱いをするということに繋がるので、その部分も加味されている。

従って、1号認定区分については他市から守口市に通園している子どもも入っているので、若干数字としては膨らんでいる。ちなみに、他市から来ている1号認定子どもの人数は多い時・少ない時はあるが、だいたい400名から500名前後で推移していると考えている。そのため、1号認定の区分で他市在住の子どもがたくさん来ると、守口市の施設が非常に人気であるのは喜ばしい事だがあまり加速しすぎると、市内在住の子どもの通う枠が少なくなる。

しかし、逆のことも言える。市内在住の子どもで他市を選ぶ家庭もたくさんある。市としては、守口市の施設に守口市の子どもがたくさん通うことが理想だが、他市からも選んでもらえる園がたくさん所在するというのは、1つ誇れるところなのかと考えている。

(委員) 市内在住の子どもが他市の施設に通う人数は把握しているのか。

(事務局) 1号認定子どものみだが、平成27年5月の時点で213名。

(会長) 待機児童はなくなるのか。

(事務局) 待機児童については、今年度についても10月から募集を行い、各園への平成28年度の入所通知を年末に送付する予定。

しかしながら、待機児童については、1園だけの希望を書いたり、どうしてもその園じゃないと駄目という希望などの問題もある。また、他園への転園を希望して申込みに来る部分もある。そういった部分が一定、待機児童の定義から外れる部分もあるが、待機児童は、平成27年4月1日現在で28名発生していて、現状ではそれが月を経過するにつぎ徐々に膨らんでくるのが実情。

現状は、なかなか希望の園とのマッチングがあるので、やはり待機児童ゼロはなかなか難しいが、極力人数を最小限に食い止めるような形で調整をしている。

ただ、将来的な推計、確保方策を見ると、平成30年度には対応できるようになると考えている。

(委員) 市長にもお願いしたが、子どもの教育は、非常にお金もかかり、細やかさもいる。

待機児童の解消も結構だが、年齢・成長・発達の違う子どもたち一人一人を丁寧にみるということで、決め事が細やかな中、幼稚園を運営している。しかし、国では、男女共同参画で女性も仕事をできる環境が進んでいるが、例えば子どもが病気や熱が出たりしても、母親が仕事で家にいない状況となる。やはり子どもが長い時間保育園や幼稚園、認定こども園に通園して、そこで何か緊急事態が起きれば、もちろん緊急で病院には行くが、だんだんその受入れのできる病院が減ってきている。

出来れば、緊急に子どもの医療を診てもらえるような病院や医院を市で決めてもらいたい。そうなると、11時間もの長い間、預かる不安も少しは解消される。子どもに熱があれば、祖父母が迎えにきて連れて帰る家庭があれば母親が「迎えに行くまで2時間かかるので、子どもに薬を持たせているからそれを飲ませて下さい。」というが、食後1回飲んだだけの薬で39度の熱は下がらない。私たちは薬事法違反で一切薬は使えない。そんなときに、救急病院に連れていっても保険証のコピーでは扱ってくれない。非常に私たちも苦勞している部分であり、子どもを預ける施設をたくさん作るならば、市が緊急時に子どもを受け入れてくれるような病院を作ってほしい。

(委員) 当園では、保護者からかかりつけ医などを聞いており、事故が起こると、最初に園としてこの病院に行くがそれでよいか確認をする。

途中で子どもに熱が出た場合、保護者が迎えに来るまで医務室でみる。その時に看護師というのは、ドクターの指示がないとなかなか診てもらえない。消毒にしても、「ドクターの指示がないからできない。」と言う。担当者がいろいろ研修に行き、薬事法や医師法に違反しない範囲で保護者が迎えに来るまで預かっている。

我々は子どもの命を預かっているのだから、自分たちが知識や技能を身につけて、保護者に引き渡す努力をしている。

(委員) 緊急病院に関しては、市がバックアップしてほしい。今は何もないからいいかもしれないが、あってからでは遅い。感染症、ウイルスとかノロとか一先懸命消毒しているが、いったん流行るとそれは恐ろしいもの。子どもの教育以前にきちんとした体制や制度、場所を提供してほしいというのが一番の願い。

(委員) 小児科医療の現状について話させていただきたい。少子高齢化の波で、病院の小児科というのはほぼ赤字経営で成り立っていない。そのため、この近辺でも大きな病院の小児科はほぼない。松下記念病院と関西医大滝井病院だけで、他機関病院で小児科を置いているところは全てとっていいほど小児科の先生はいない。子どもの数が圧倒的に少なくなって、外来の患者数が減っている。それは感染症が激減しているからである。国の方策としてヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、各家庭では自費でもロタウイルスワクチンなどをしっかり打つことによって子どもの感染症は激減している。私が今行っている保育所でも、熱を出して休む子が減っている。前年度から比べて毎日出席する子が増えていると聞いている。緊急事態の要素は絶対的に必要だと思うが、日中私自身も会議に出ているということは大阪府下のほとんどの診療所は2時から5時くらいは閉めているということ。他府県では若干違うが、大阪府は独特の診療所の形態をしている。その休診時間帯に私達は会議に出たり、予防接種の枠を入れている先生もいる。

そこで、私は疑問がある。嘱託であっても、非常勤であっても園医の先生は、一応認定された園であれば園医の先生がおられるが、その先生との連携体制はどうなっているのか。また、その時間帯に大阪府下で緊急体制を敷こうと思うと、近辺の小児科の先生がいる機関病院でないと受入れは難しい。

中野こども病院は北大阪の24時間を全て受けとめるということで頑張

っているし、松下記念病院も関西医大滝井病院もひとまずは日中こういった時間帯に小児科が在中している。そういったところと、市が話をすることが一つだと思う。現状、子どもたちの感染症は減ってきているので、そういった意味では園医の先生と良好な関係というのもまた園のほうで模索していただくというのが一つかなと思う。

それと、女性が社会進出していくときに、高学歴になっていて、自身が働く・子育てをするなどの選択をさせられることに違和感を感じていると思う。だから、結婚の前から子どもを産んだときにはどうするのか自分の人生を真剣に考えている。産んで育てるというよりも、若い母親がこの守口市に転居してきてここで新婚生活を送りたいと思うような、守口市になって欲しいと思う。子どもを産んでからどうするのかというよりも、女性は自分が勉強して学歴を積んで、そうでなくても仕事をしてきた日常から子育てをする、激変というよりはそういったライフスタイルを含めて守口市で生きていきたい、結婚したいと思えるような、もう少し手前の人々に守口市の魅力が伝わるような市にしていきたい。

(委員)

園医さんとは本当にいろいろと話をするが、園医は、本人がしんどいと言っているなら帰ってもらいなさいと言っており、その時には保護者には園医から言ってもらおうようにしている。中野こども病院は、「すぐ連れてきなさい」と言ってくれる。守口生野病院もすごくよい整形外科の先生や形成外科の先生がいて、その先生がいるときは、「すぐ連れてきなさい。」と言ってくれるが、他の病院になると「今、診れません。」と断られることがある。命を預かるという点でそういうところをものすごくいつも心配して、病気は怖いと思うばかりである。

(事務局)

今、大変貴重なご意見を頂戴したところで、子ども・子育て新事業計画も策定され、現状それに向けて進めている段階だが、市としても平成 27 年度に、まち・ひと・しごと創生会議を立ち上げ、その中で様々な方にいろいろ意見をいただき、守口市の今後の人口をどういう形で確保していくか、また人口流出を抑制する中で流入を増やしていくということから婚活に始まり、子育て、また将来働く世代、その後の高齢者に対して、いろいろな施策を会議で検討させていただいている。

その計画でいろいろご指摘いただいた内容も踏まえ、また検討を進めさせていただき、その計画の中に組み込ませていただきたい。

長時間、子どもを預かるということについて、怪我・緊急の場合の対応という必要性があると思う。市としても、関係機関の中で夜間救急で利用できるような診療所等の提示をするなどさせていただく。

また、各園においても地域との連携、関係機関との連携も密接に図りな

がら対応をお願いしたい。医師会とも相談しながらそういった部分のケア検討はさせていただきたいと思う。

- (会長) 医療の件については、市でどうするか。長時間保育になるとどうしてもその辺りのバックアップ体制が必要になってくると思う。
計画の見直しについては、これでよいか。では事務局から提出のあった案でやっていただきたい。

【特定教育・保育施設の利用定員について】

- (事務局) 子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設の利用定員を新たに設定するときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとあり、本市では子ども・子育て会議の意見を聴くこととしている。今回は利用定員の設定ではなく、平成27年4月に設定した定員の変更であり、子ども・子育て会議の意見を聞かなければいけない旨の規定は子ども・子育て支援法にはないが、当初の利用定員の設定について子ども・子育て会議の意見を聴いていることから、その後の定員変更について子ども・子育て会議への報告という形で利用定員の動向を報告させていただく。

まず、御幸幼稚園・さくらんぼ保育園の利用定員の変更について、御幸幼稚園・さくらんぼ保育園は、平成27年4月1日から従来までの幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行した際、1号、2号認定子どもの利用定員を設定した。その後、新築園舎が平成27年9月に完成したため、平成27年10月から3号認定子どもの利用定員の設定に伴い、利用定員を変更したものである。その際、1号、2号の利用定員を実員に合わせた形に減少している。変更前の平成27年4月1日における利用定員が上の表、変更後の平成27年10月1日における利用定員が下の表となる。1号、2号の定員は実員に合わせたため、減少しているが、新たに3号認定子どもの定員を45名設定しているため、総数としては、210名から228名となり、18名増加。

次に、守口中央保育園の利用定員の変更について、4月に保育園として2号、3号認定子どもの利用定員を設定し、今回、平成28年2月1日から新園舎で保育園を開園することから、新園舎の規模に合わせた利用定員に変更するもの。守口中央保育園については、平成28年4月から認定こども園への移行を予定しており、保育園から認定こども園になる際は、施設の類型が変更となることから、新たに利用定員を設定することとなる。その際には、子ども・子育て会議において守口中央認定こども園としての利用定員の設定について改めて意見を聴くこととなる。守口中央保育園の利用定員は、変更前の110名から、変更後は2号で15名、3号で10名の増加となり、合計で135名の利用定員となる予定。

なお、資料4は今回報告した御幸幼稚園・さくらんぼ保育園および守口中央保育園の利用定員の変更に伴い、東部エリア、中部エリアおよび市全体の利用定員の変化をまとめたもの。3枚目に市全体の変化を記載している。

(委員) 3号認定の子どもたちの受入れが広がり、待機児童の受け皿ができたのはすごくいいこと。この変更は、届出制になるのか。それぞれ園が、書類を提出してどんどん増やそうと思ったら可能なのか。

(事務局) 特定教育・保育施設については、利用定員を設定する当初に、意見を伺うことになっている。確認という行政上の行為が必要で、その際の設定について意見を伺うという法令上の規定である。そのため、一度確認行為をした後は、その利用定員については当会議の審議対象にはならないが、利用定員というのは、本市の教育・保育の中身を非常に大きく左右する内容でもあることから、会議に報告をさせていただきたいと考えている。

(会長) 本会議に対しては報告事項として、市に対してはどのような形の申請なり届出になるのか。

(事務局) 利用定員については、各施設に支払う運営費を公定価格というが、それと密接に関連している。一般的には、利用定員が少ないほうが運営費の額が大きい。利用定員を増やすと、単価が下がる。

そういったことから公費をどのように支出していくのか予算組みの問題もあるので、利用定員の変更については、当然市にそれを届けていただき処理をする流れになる。

利用定員については、法令上で1つ規定があり、減少する場合については3か月前に届出をしなければいけないという制度がある。

(委員) 利用定員を増やすといっても、子ども一人当たりどのくらいの広さという基準があるので、むやみやたらには増やせない。

(会長) 定員を増やすには敷地面積が増えないといけないし、いろんな施設を増やさないといけない。増築した場合は、変更届になるのか。この会議にかかるのか。

(事務局) 基本的には、確認行為をするときに、特定教育・保育施設になってはじめて公費が投入できるとなるが、そのときにこの会議で審議いただく。この会議としてはその関与だけとなる。

(委員) やはり子どもの教育にはお金がかかる。今回施設の資金で土地を買った。建築には、国や市のお金を使うこととなるが、今後、子どもは減っていく、新園舎はある、先生方は新たに雇ってしまったとなりいろんな恐ろしい目に遭うのではないかと思う。私はまだ10年ぐらい大丈夫だと思うが、その後の学園の長い歴史はどうなるかということが非常に不安。良い教育をしているから、他市からも来ている。それを応援してくれるのは市しかない。学園としても20年、17年、18年と務めているベテランの先生が多いので皆で力を合わせて頑張ろうとは言っている。

しかし、世の中が女性も働けば良い、お金を儲けて贅沢して、子どもを預ければいいという時代になってしまったら子どもがかわいそうだし、社会も変わってしまう。個人主義にならない、皆がやはり協力し合ってよい世の中を作る、そういう人材をつくる場所がこの幼児教育であるということ、市の方々も諮問機関の方々も心を合わせて応援していただかないといけないことだと思う。

(委員) 今回は、平成28年2月1日における利用定員だが建物が完成したので、平成28年に認定こども園になる予定だが、その場合はどういう位置づけになるのか。

(事務局) 守口中央保育園においては建物が2月から使える状態だと聞いており、今回報告させていただいたのは、保育園として利用定員が増えるという報告。今、委員がおっしゃったように、4月から認定こども園ということになると、認定こども園のいわゆる確認の審議会を2月の下旬頃を想定しているので、その際にもう一度会議に意見を伺うこととなる。

(3) その他

【今後の会議日程について】

(事務局) 今後の会議日程について、次回の子ども・子育て会議は平成28年2月頃の予定。委員の任期が平成28年2月末をもって切れることから、次回の子ども・子育て会議が一旦、現行委員の最後の会議となる予定。日程や議題など詳細は追って連絡する予定。

(4) 閉会